

広島県告示第六百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十三年八月四日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年七月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市和知町二五五二番一地从先から 三次市和知町字歳政一七六〇番一地从先まで			一四・四〇 四一・二〇	二六・〇〇	
			一六・八〇 四一・二〇	二六・〇〇	拡幅